

（仮称）枚方市立中学校給食センター整備運営事業 要求水準書(案)に関する意見回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目	項目名	意見の内容	回答
1	要求水準書 (案)	2	第1	2	(4)	ウ		k		光熱水費の支払い業務	貴市の指定管理者制度導入の施設について、光熱水費は貴市にて支払いが行われている施設がございます。 事業者にとって変動が予測できない光熱水費の負担はリスクであること、貴市で事業を行う事業者間の公平性を考え、指定管理者制度と同様に貴市での支払いが望ましいと考えます。	要求水準書(案) 第1/2/(4)/ウ/kに記載のとおり、市が支払いを行います。
2	要求水準書 (案)	33	第4	2	(1)	ア		c		業務上の留意点	「事業区域内に残存する備品、燃料、未処理汚水及び汚泥等も含めて、原則としてすべて解体・撤去及び処分を行うこと。」とあります。建設業務では廃掃法の関係により、什器備品の収集運搬処分はできません。SPCの事業として収集運搬処分を行うという解釈でしょうか。また、正確な数量・品目等が不明な物の処分費用を見込むことはできません。土地建物の所有者の責任において、処分すべき正確な数量・品目等をお示ください。	前段についてはご理解のとおりです。 後段については、数量・品目等を入札公告時に示します。
3	要求水準書 (案)	33	第4	2	(1)	イ		b		解体・撤去	「基礎及び杭は原則としてすべて撤去するものとし、撤去状況を工事記録として残すこと。」とあります。解体予定である既存建物建設時のボーリング調査資料及び既存建物図面(意匠・構造・電気・機械など)を全てご開示願います。	現存資料において開示可能なものを入札公告時に示します。
4	要求水準書 (案)	33	第4	2	(1)	イ		c		解体・撤去	「アスベスト使用部分(アスベストについては未調査)やPCB等の有害物質に関する解体・撤去については、関係法令及び法令適用基準に定められた方法により、調査及び施工を行うこと。」とありますが、アスベスト等の事前調査及び報告書の結果を基に見積書や施工計画・工事工程表を作成しなければなりません。従いまして、事前に枚方市様の事業としてその事前調査及び報告書作成ならびに情報の開示をお願いします。	PCBは現存しないため、入札説明書等において必要部分の修正を行います。その他の情報開示については、入札公告時に示します。
5	要求水準書 (案)	33	第4	2	(1)	イ		c		解体・撤去	「アスベスト使用部分(アスベストについては未調査)やPCB等の有害物質に関する解体・撤去については、関係法令及び法令適用基準に定められた方法により、調査及び施工を行うこと。」とありますが、PCB等の有害物質の処理・保管は、建物所有者の責任範囲になります。建物所有者としてご対応をお願いします。	要求水準書(案)に関する意見回答No.4をご参照ください。
6	要求水準書 (案)	34	第4	2	(1)	イ		e		解体・撤去	「解体・撤去においては、近隣住居への事前説明・騒音・振動対策などを十分に行うこと。」とありますが、枚方市様に提出する特定建設作業届の基準以下の対策を講じなければならない場合には別途清算とさせていただきます。ご了承ください。	別途清算は認められません。
7	要求水準書 (案)	34	第4	3	(1)			a		近隣対応等	「工事着手に先立ち事前調査及び建設準備等を行い、近隣住民等へ工事説明会等を開催し、工事内容を周知するとともに工事の円滑な進行に努め、近隣住民の理解、作業時間等の了承を得るとともに近隣住民の安全を確保すること。」とありますが、事前に想定した作業時間・作業可能日・搬出入車両経路・騒音振動対策から変更が発生し、その変更が近隣住民様の要望によるものである場合には、別途清算とさせていただきます。ご了承ください。	別途清算は認められません。
8	要求水準書 (案)	34	第4	3	(4)					既存施設等の保護	「隣接する物件、道路、水路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、万一工事中に損傷等が発生した場合には、事業者を窓口として、必要となる補修及び補償等を自らの責任と負担において対応すること。」とあります。隣地への影響を最小化させるため、可能な限り敷地境界部分の既存構造物は残置する計画とさせていただきます。ご了承ください。	想定していません。
9	要求水準書 (案)	34	第4	3	(4)					既存施設等の保護	隣地との境界が不明確です。事業を進めるにあたり、近隣様とのトラブル防止の観点から、枚方市様において境界確定測量等を行って頂き、そのうえで境界明示をお願いします。	入札公告時に示します。
10	要求水準書 (案)	35	第4	3	(6)			a		廃棄物の処理	「工事により発生する廃棄物等は、関係法令等に定められた方法により、適法かつ適切に搬出処分(処理)すること。」とありますが、敷地内地盤面下から有害物質が発見された場合には、別途清算とさせていただきます。ご了承ください。	実施方針 P20/別添資料5リスク分担表/No40、41に記載のとおりです。
11	要求水準書 (案)	51	第7	2	(2)	ア	(ア)			日常点検	予定されている給食センターの立地条件や、利用頻度等から規模感を鑑みると、毎日1回以上の巡回はオーバースペックであり、頻度を落としても提供できる品質は変わらないと想定されます。費用の縮減という観点からも本項目は自由提案とするのが好ましいと考えます。	原案のとおりとします。